



◎岡山県監査公表第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和六年十二月二十七日

岡山県監査委員	高橋
岡山県監査委員	福島
岡山県監査委員	浅間
岡山県監査委員	飛山
	美
	保
	正
	子
	徹

# 令和6年12月27日 岡山県公報 第12664号

監査対象団体 (監査対象団体を所管する県の部局)	監査実施年月日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県健康づくり財団 (保健医療部)	令和6年1月11日 10月1日	令和6年10月11日
<p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>病院会計において長年にわたり不適切な会計処理が繰り返され、これを組織としてチェックできなかった結果、多額の未収金等が計上されていた。</p> <p>（所見）</p> <p>本件については、正しい財務諸表の提出が遅れたため、令和6年3月末に公表予定であったが、今般の公表となったものである。</p> <p>財団役員や幹部職員の役割と責任を明確化し、ガバナンスの強化に努めるとともに、内部統制制度や公益通報制度を充実させ、再発防止に万全を期されたい。</p> <p>内容不明の未収金32,654,072円について、早急にその全容を解明されたい。それ以外にも不適切な会計処理がないか改めて点検を行い、必要な措置を講じるなど、健全な業務運営に努められたい。</p> <p>14項目の改善策を着実に実施することにより、財団の信頼回復に努められたい。</p>		
<p>措置の状況</p> <p>内部統制制度などのミスや不正を防ぐ仕組みづくりについては、役員主導の下、幹部職員・一般職員とも十分な意思疎通を図りながら、ガバナンス強化に向け、検討を進める。</p> <p>内部統制については、制度の趣旨・目的に立ち返った検討を行い、財団に相応しい制度の構築を図る。</p> <p>公益通報制度については、先般、その趣旨等について、研修会を開催し、職員への周知を図ったところであるが、外部窓口の設置に関し、県の対応状況を参考に、今後検討を行う。</p> <p>内容不明な未収金等については、残存する資料の突合により、可能な限り今年度中の解明に努めるほか、外部専門家による確認を行うなど、他に不適切な会計処理がないか点検を行う。</p> <p>今回の事案を踏まえた改善・再発防止策を着実に実行するとともに、役職員の意識改革を図り、一刻も早い信頼回復に努める。</p>		